

参考資料 5－2－18 平成 31 年度 公演記録録音調整卓の  
保守業務（本館・演芸場）仕様書

仕様書

1. 調達概要

(1) 内容

【件名】 平成 31 年度 公演記録録音調整卓の保守業務（本館・演芸場）

【内容】 ① 定期保守

② 障害発生時の対応

③ 運用支援

④ 上記①から③に関わる報告

(2) 履行場所 独立行政法人日本芸術文化振興会

東京都千代田区隼町 4-1 国立劇場構内

〔 国立劇場本館 3 階録音室、同 ミキサー室、同 ミキサー機械室、  
国立劇場（大・小劇場）、国立演芸資料館（演芸場）及び関係場所 〕

(3) 履行期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(4) 代金の支払

本調達に関わる業務（以下「本業務」という。）の代金の支払については、履行期間中 1 回実施される定期保守の実施を確認の後支払うこととする。

定期保守実施後、提出された定期保守完了報告書（任意書式）は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）国立劇場調査養成部調査記録課（以下「調査記録課」という。）において確認するものとする。

代金の請求は、定期保守完了報告書確認の後、委託代金額を記載した請求書を調査記録課に送付するものとする。

代金の支払は、振興会総務企画部経理課より請求書を受領後 30 日以内に支払うものとする。

2. 調達の内容

(1) 包括的要件

- ① 本業務は、公演記録録音調整卓（以下「調整卓」という。）を正常に稼働させるための包括的保守業務である。したがって受注者は本業務遂行に当たり、迅速かつ的確な保守管理体制を整えておくこと。
- ② 本業務は、原則として振興会の施設内で行うこと。ただし、調整卓を振興会施設外に移動して本業務を遂行する必要が生じるような場合には、振興会と事前に協議すること。
- ③ 本業務遂行に当たり、振興会の施設、備品の使用が必要な場合には、事前に振興会と協議のうえ使用すること。また、使用後は必ず原状に復すこと。
- ④ 本業務遂行に当たり、機材及び消耗品等の調達が必要な場合には、事前に振興会と協議のうえ請求すること。
- ⑤ 本業務の内容及び調整卓の詳細については（2）の技術的要件を参照すること。
- ⑥ 振興会の本業務対応は、調査記録課公演記録係をもって行う。

(2) 技術的要件

① 保守対象機器

本業務に関わる調整卓は次のとおりである。

〔 STUDER 社製 Vista 5-32 F×1 〕

• S T U D E R 社製 V i s t a 1 – 2 2 F × 1  
 • 上記の周辺機器架内設置の周辺機器及び関連機材で振興会が特に指定するもの。保証期間満了後の機材も含む。

② 業務の内容

ア. 定期保守

- (ア) 履行期間中 1 回定期保守を実施し、調整卓が正常に稼働するか確認すること。なお、実施時期については振興会と協議のうえ決定すること。
- (イ) 調整卓の定格性能を保持するため、電気的特性等につき点検を実施すること。なお、点検方法、点検項目及び基準値については機器メーカー推奨の点検方法、点検項目及び基準値を用いることとするが概略は以下のとおり。

a. 調整卓

- (a) 入出力レベルの点検  
 (b) リモートヘッドアンプ部の動作点検  
 (c) オペレーション・フェーダー系の動作確認  
 (d) 基準信号系の動作確認  
 (e) 諸特性の測定

b. 周辺機器架

周辺機器架内設置の周辺機器類の動作点検

c. モニタースピーカー系統

メイン及びサブモニタースピーカーの動作点検

- (ウ) (イ) の項目ごとの調整の後、総合的な整備、調整を行うこと。
- (エ) 異常、性能劣化等が判明し、部品・消耗品の交換及び軽微な補修等を実施することにより、それらの症状が改善されることが明白な場合は、振興会と協議のうえ、交換及び軽微な補修を行うこと。
- (オ) 種々の要因により、障害が発生するおそれがある場合には、その要因も含め振興会と協議のうえ、障害発生を予防する措置を講ずること。
- (カ) 調整卓は、公演記録音声収録設備の一部として、国立劇場本館 3 階ミキサー室及び録音室に設置されていることから、定期保守及びそれに関わる消耗品の交換、補修の後、公演記録音声収録設備全体の動作確認を行うこと。
- (キ) 定期保守及びそれに関わる作業に必要な機器類は、受注者が用意すること。

イ. 障害発生時の対応

- (ア) 調整卓に運用上の障害が発生したときには、振興会から受注者に障害発生を通知する。
- (イ) 障害発生通知を受け、受注者は振興会に技術者を派遣する等、速やかに復旧作業に着手すること。
- (ウ) 障害発生時の対応は、原則平日の 9 時 30 分から 18 時 15 分までの間に速やかに対応することとするが、公演記録映像が収録できない等重大な障害が発生した場合には、上記以外の時刻又は、土・日・祝日等であっても振興会は障害発生を通知することとする。その際、受注者は可能な限りの対応を行うこと。
- (エ) 障害の度合いによって、受注者は、同種の代替機をもって対応すること。
- (オ) 障害発生に当たり、受注者は速やかに復旧につとめることとするが、障害発生の原因について必ず調査、検証、分析を行い、その結果を振興会に報告すること。
- (カ) 調整卓は、公演記録音声収録設備の一部として、国立劇場本館 3 階ミキサー室及び録音室に設置されていることから、調整卓の復旧作業完了後、公演記録音声収録設備全体の動作確認を行うこと。

ウ. 運用支援

振興会の要請に応じて調整卓の運用全般について、これを支援すること。

エ. 報告

ア.、イ. 及びウ. の業務については、作業完了報告書（ア. は「定期保守完了報告書」。いずれも任意書式）にその詳細を記述のうえ、各 2 部を振興会に提出すること。

③ 本業務従事者の要件

本業務の従事者は、放送局設備若しくはそれに準じる設備におけるデジタル、アナログ両仕様の音声信号系統に関する知識を有し、ことに調整卓については技術的知識のみならず、保守業務に従事した実績と技術力を有していること。

3. その他

以下の原因により発生した障害については、本業務の範囲外とする。

- (1) 調整卓の「取扱説明書」に記載されている条件外で使用したことによる障害。
- (2) 誤操作、不当な修理及び改造による障害。
- (3) 移動、輸送、落下、水濡れなどによる障害。
- (4) 火災、地震、風水害、落雷その他の天災地変、塩害、異常電圧等による障害。